



## 結婚・子育て資金の一括贈与非課税 今年4月から1000万円まで非課税

少子高齢化の進展・人口減少への対応として、2015年度税制改正において、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設される。

制度の概要は、20歳以上50歳未満の子や孫(「受贈者」)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属(「贈与者」)が金銭等を拠出し、信託銀行や銀行等、金融商品取引業者に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1000万円までの金額に相当する部分の価額については、2015年4月1日から2019年3月31日までの間に拠出されるものに限り、非課税とするというもの。

非課税枠は1000万円だが、結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。また、上記の「結婚・子育て資金」とは、内閣総理大臣が定める(1)結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む)に要する費用、住居に要する費用及び引っ越しに要する費用のうち一定のもの、(2)妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの、に充てるための金銭をいう。

現在もある、孫などへの教育資金の一括贈与1500万円までの非課税制度と同様に、信託銀行等に子や孫などの受贈者名義の専用口座を作って利用する。かかった費用を証明できる領収書などを銀行に提出し、対象費用と認められればお金を引き出せる仕組みだ。受贈者が50歳になった時点で口座に残っている資金には贈与税が課される。